

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

条 例

○行政機関設置条例の一部を改正する条例	(人事課)	一
○特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例及び県教育委員 会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改 正する条例	(同)	一
○職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	(同)	二
○行政手続条例の一部を改正する条例	(行政経営推進課)	三三
○職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	(職員厚生課)	三四
○個人情報保護条例の一部を改正する条例	(県政情報公開室)	三四
○情報公開条例の一部を改正する条例	(同)	三四
○産業廃棄物税条例の一部を改正する条例	(税務課)	三四
○事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(市町村課)	三五
○申請等の受理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(同)	三五
○地域医療介護総合確保基金条例	(医療整備課)	三六
○児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に關 する条例	(医療整備課等)	三六
○指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める 条例	(長寿社会政策課)	三七
○母子福祉資金貸付金、父子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金償 還免除条例の一部を改正する条例	(子育て支援課)	三八

ページ

条 例

行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七十七号

行政手続条例の一部を改正する条例

行政手続条例(平成七年宮城県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第四章 行政指導(第三十条―第三十五条)」を「第四章 行政指導(第三十条―第三十六条)」
 「第五章 届出(第三十六条)」を「第五章 処分等の求め(第三十七条)」
 「第六章 届出(第三十八条)」
 に改める。

第三条第一項中「第四章」を「第五章」に改め、同項第七号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第八号中「かわる」を「関わる」に改める。

第三十三条第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、県の機関が許可等をする権限又は許可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- 一 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
- 二 前号の条項に規定する要件

三 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第三十六条を第三十八条とする。

第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。

第五章 処分等の求め

第三十七条 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。)がされていないと
 思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する県の機
 関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- 一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 法令に違反する事実の内容
- 三 当該処分又は行政指導の内容
- 四 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- 五 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- 六 その他参考となる事項

3 当該行政庁又は県の機関は、第一項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならぬ。
 第四章中第三十五条を第三十六条とし、第三十四条の次に次の一条を加える。

(行政指導の中止等の求め)

第三十五条 法令に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれていないものに限る。)の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認料するときは、当該行政指導をした県の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- 一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 当該行政指導の内容
- 三 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- 四 前号の条項に規定する要件
- 五 当該行政指導が前号の要件に適合しないと認料する理由
- 六 その他参考となる事項

3 当該県の機関は、第一項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(宮城県県税条例の一部改正)

2 宮城県県税条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。
 第四条の二第二項中「第三十三條第三項」を「第三十三條第四項」に、「第三十三條第二項」を「第三十三條第三項」に改める。